



文化・経済フォーラム滋賀

提 言

第 15 回総会資料

(令和 7 年 (2025 年) 2 月 24 日 (月・休))

公共建築を次世代に引き継ぐ

—建築文化の振興をめざして—

はじめに

日本の公共建築の多くは戦後復興期とその後の高度経済成長期に建設された。建築後 40 年から 50 年が経過し、建物を大規模修繕するか、建て替えるのかの対応に迫られている。できることならば、既存の公共建築をこれまでと同様に維持していくことが望まれるが、少子高齢化や人口減少を背景とする地方財政の縮小化が見込まれる中で、総数や規模をそのまま維持するのは現実的ではない。加えて、平成の市町村合併によって「公共建築余り」が顕在化しており、除却や再編は急務になっている。

このような状況にあって、平成 26 年度より地方自治体では、各自治体が所有する公共施設を総合的に把握し、それらの利活用を検討する「公共施設等マネジメント」に取り組み始めている。ここでは、公共施設は維持管理・運用コスト面や現状の利用状況といった数値化できる基準で評価され、それを元に将来的な公共施設の再編計画が立てられる。

しかし、本当にそれらの情報のみで建物を評価して良いのだろうか。公共建築であれば、地域住民たちが愛着を持っているものも多く、保存活用を求める声も少なくないが、このような価値は評価されにくい。長期的な視点で見れば、既存建物の保存活用は、その場所やその時代の記憶を伝えると言う点で新築では得られない魅力を持つ。長い時間をかけて育まれた都市景観やまちなみを継承していくことは、まちの個性を育み、まちに対する市民の誇り（シビックプライド）の醸成にも寄与するに違いない。

しかし一方で、人口減少社会の到来によって社会や市民のニーズは変化し、それに合わせて、求められる公共施設のプログラムや空間も建設当初とは変化している。まずは、立地する地域の特性や住民のニーズを把握し、その上で住民と共にこれからの公共建築の姿を描いていくことが必要であろう。これまでのように行政が一方向的に公共サービスの空間を想定し、ハコモノを作るのではなく、既存建物の活用方法や事業計画から運営までを市民とともに考えていくべきである。

ここで重視したいのは、公共建築のあり方を住民と行政がともに時間をかけて議論し、共創する姿勢である。とりわけ、公共文化施設の場合、地域の文化芸術環境を支援するという役割があり、ファシリティ（施設・設備）からインスティテュート（機関・機能・事業主体）への転換も要求される。文化活動を支える施設の整備が公共建築の再編過程でさらに進展し、より充実したものになっていくことが期待される。

本提言では、わが国の公共建築を取り巻く現状と課題を踏まえ、滋賀県において重点的に取り組みたい五つの項目について、以下の通り提言する。

1. 公共建築のあり方を共に議論し、地域振興の拠点に

これまで、公共建築は行政が作るものという考え方が強かったが、それは必要とする公共建築が不足しており、豊かな税収があった時代の考え方である。現在、公共建築に求められるのは、住み慣れた居住地の中で、施設の老朽化に対応しながら、住民や地域社会のニーズ、地域特性を踏まえて、公的なサービス空間を再編することである。つまり、その場所や地域の特性に合わせた最適解を作っていくことであろう。その場所に適した空間を生み出すには、関係者がともにつくるといった共創の姿勢が大切である。時間は要するだろうが、市民、行政、支援組織といったス

テークホルダーが議論を重ね、地域の連帯意識を醸成し、彼らの意見を設計やデザインに反映させていくこと、そして、竣工後も運営に関する議論と実践が継続することが望まれる。そうすることで、文化施設が持続可能な地域振興の拠点になっていくのではないかと。

2. 既存の公共建築を地域遺産として再発見する

先述の通り、公共建築は地域の人々に利用され、親しまれてきたものであるため、愛着を持って受け止められていることが多い。建物の更新や除却を計画する前に、既存建物を地域の遺産として継承し、うまく使いこなすことを考えたい。既存建物の魅力をよく理解しているのは地域住民であり、その価値を共有し、育てていくことができるのも、その場所を知る住民たちである。彼らの声に耳を傾け、公共建築のかたちを考え直したい。既存建物の利活用は、用途や機能次第で、新築よりも経済的に有利に働くこともある。既存建物の保存・活用は景観の保全に寄与し、地域の特性、時代や場所の記憶を伝えることにもつながる。新築では得られない魅力と可能性が開けるだろう。文化施設であれば、まちの中心に置かれていることも多く、その地の利を生かして文化の発信拠点とすることもできるだろう。既存建物の価値を再発見して積極的に活用していきたい。

3. ヘリテージマネジメントの視点を取り入れたまちづくり

滋賀県には、近江商人の屋敷・町家等多くの歴史的建造物が各市町に残り、歴史街道とともに滋賀の歴史的景観を形成している。このような歴史的価値のある資源を活用し、風土、文化、伝統を大切に「まちづくり」を推進している地域も県内各地にあり、県内外から多くの人々が訪れ、琵琶湖をはじめとする自然景観とともに滋賀の魅力形成し、文化遺産と経済が共に滋賀県の発展の一助となってきた。引き続き、滋賀県の潜在的な魅力を発掘し、高めていく取り組みを推進していきたい。

2018年に改正された文化財保護法では、地方自治体による「文化財保存活用地域計画」の策定を通して、未指定文化財を含む文化資源を地域全体で保護し、活用していく考え方が示された。つまり、歴史的資源をいかしたまちづくりが推進されている。この地域計画は地方自治体が総合的な文化政策として取り組む必要があり、文化資源の掘り起こし、まちづくりのビジョンやストーリーづくり、ヘリテージマネージャーや支援団体等を含む、多様なネットワークの形成などが必要になる。計画を推し進めるには、行政と民間の協働が欠かせない。

住民に親しまれてきた公共建築も歴史的資源の一つである。その文化的な価値に注目し、まちづくりの観点から既存建物の再生・活用に取り組むたい。公共施設マネジメントは経済性を重視しがちだが、文化振興によって地域再生や地域貢献を目指す「ヘリテージマネジメント」の視点を取り入れたい。

4. 公共建築の変化をデザインし、地域の遺産を次世代につなぐ

建築の改修設計において大切なのは、保存すべきものは何かを考えることである。その上で、何を変えるのかを検討し、変える目的や意義を明確にし、改変の内容を決定する。次に、その改変が文化遺産としての価値にどのくらい影響を与えるのかを評価する。歴史家や郷土史家による価値評価、地域資源としての価値、所有者・利用者の個人の記憶なども評価の対象になる。建築設計者は建築のライフサイクル全体に関わるという意識を持ち、時間を止めるような文化財保存ではなく、変化をマネジメントする意識で既存建物に介入していく必要がある。文化遺産の変

化を適切にマネジメントすることを目指しつつ、場合によっては、文化財保護法による保存活用よりも高い自由度を持って「保存」とも「開発」とも異なる「再生・再利用」にも挑み、新たな建築文化を育みたい。

5. 公共施設の文化的価値の共有を

滋賀県内の公共建築のうち、文化施設に注目してみると、その整備水準が全国的にみても高い水準にあることに気づく。これは県が文化行政を重要課題に据えて推進した結果である。県は1973年の県総合発展計画の中で、文化施設の整備計画である「文化の幹線計画」を策定し、80年代から90年代にかけて図書館、美術館、博物館、文化会館等を順次整備していった。同じ頃、市町村の文化施設も県の補助により整備が進んだ。こうして、地域の文化施設が広がっていった。これらの中には、著名な建築家が手がけた施設や、住民の文化活動の拠点として利用され、愛されてきた建物も少なくない。いずれも地域の歴史や文化を象徴する建物であり、地域の遺産とみることができる。滋賀県下の公立文化施設の整備の経緯や存在価値を改めて認識し、未来に引き継ぐ活動が必要ではないか。

おわりに

今年度を実施した県内の文化ホールの運営に関する聞き取り調査では、さまざまな課題が浮き彫りになった。課題の一つは、自治体の財政が厳しいため、施設の保全が十分になされていないことである。修繕計画そのものがないところや、修繕計画はあるものの、すぐには対応できず、運営に支障をきたしているホールもあった。

地方自治体によっては「文化芸術振興」の条例等が定められておらず、文化政策における文化ホールの位置付けが不明瞭なままであるために、改修方針が定めにくいという問題も生じている。文化政策やまちづくりに関するビジョンが施設の保全方法を決定する手がかりになるため、条例等の整備が望まれる。

また、市長の政策転換により施設の整備計画が大きく変化する事例も見られた。当初は施設再編計画の中で、建物の除却はやむなしとされていたが、現在は、保存か解体かの二者択一ではなく、部分保存を含む再編計画が検討されている。これから市民との対話が重ねられる予定であり、公共建築再編の一つのモデルとなりうる。今後の行方を見守りたい。

文化ホールはそれぞれ規模や設備に違いがあり、会場の特性に見合った利用方法がある。広域エリアで文化ホールを群として捉え、施設間の連携を図り、施設ごとに機能を分担することも可能かもしれない。芸術文化の活動場所の確保という視点から文化ホールの連携と機能の見直しを検討してはいかがだろうか。

文化施設には、文化的なつながりを求めて人々が集まってくる。施設は文化活動の拠点を提供するだけでなく、交流、発信のための場を提供する必要がある。利用者の中には、文化ホール内にギャラリーや多目的に利用できる空間の設置を求める人もいる。いわゆる「文化的コモンズ」の形成が求められている。現代の文化施設は、専門に閉じた活動をしていれば良いのではなく、地域の人々が自由に集まれる文化的な居場所となることが求められる。地域の要望に応えるため、文化施設の改修・再編を通して適切に変化していくことが望まれる。

以上

(令和6年度提言研究事業コーディネーター

滋賀県立大学 環境科学部 環境建築デザイン学科 准教授 玉田浩之)

■ 提言とりまとめ経過

1 文化ビジネス塾（第17回）

地域の顔として文化を支える公共建築の今後のあり方について、世界的建築家の坂茂氏を迎えて経済性、環境性、まちづくりの観点から考えるシンポジウムを行なった。

日 時：11月4日(月・休)15:00～17:15

会 場：滋賀県立文化産業交流会館 小劇場（米原市）

テーマ：「建築とまちづくり 既存公共建築物の再生とそのポテンシャル」

～経済性、そして環境負荷を考慮したフロー型からストック型の時代～

内 容：第1部 基調講演「作品づくりと社会貢献の両立を目指して」

講師 坂 茂 氏（建築家）

第2部 対談「ひこね燦ばれず 再生へのチャレンジ」

建築家 坂 茂 氏 × 彦根市長 和田 裕行 氏

坂茂氏と会場参加者とのクロストーク

コーディネーター 滋賀県立大学准教授 玉田 浩之 氏

共 催：滋賀県立文化産業交流会館（ビジネスカフェ in 文化産業交流会館）

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ

2 文化経済サロン

地域社会との関わりの中で存在し、歴史や文化を育んだ公共建築。中でも特に劇場・文化ホール建築の今後について、専門家や建築を学ぶ学生などに話題提供いただき、意見交換した。

ア 日 時：7月31日(水) 14:00～16:00

会 場：びわ湖ホール研修室（大津市）

講 演：「公共建築のリノベーションの可能性 -建築文化の継承に向けて-」

講 師：滋賀県立大学環境建築デザイン学科 准教授 玉田 浩之 氏

イ 日 時：10月10日(木) 14:00～16:00

会 場：びわ湖ホール 研修室（大津市）

講 演：「文化ホール建築の再生活用を考える」

講 師：滋賀県立大学環境建築デザイン学科 准教授 玉田 浩之 氏

滋賀県立大学環境化学研究科 修士1年 藤田 晴斗 氏、山中 侑汰 氏

3 現地調査

令和6年9月～令和7年1月にかけて、県内8市町の文化ホール設置者及び管理者に管理と運営に関する聞き取り調査を行った。

■これまでの提言

2024年（令和6年）

地域拠点「劇場・文化ホール」
～多様な人材の活躍が地域を変える、未来を創る～

2023年（令和5年）

博物館は地域社会に貢献できるのか
～近江国の文化財をどのように継承し活用するか、博物館の使命とは～

2022年（令和4年）

創造の現場に若い世代の活躍の場をつくり、地域の原動力に

2021年（令和3年）

アートを地域のプラットフォームに ～文化と経済の連携を深める新しい視点の探究～

2020年（令和2年）

文化で滋賀を元気に！多様な人材を育む地域活動の推進
～アートを媒介として地域の人々を繋ぐ地域コーディネーターの育成と活躍の場の創造～

2019年（平成31年）

地域とアートをつなぎ、新たな文化を育む

2018年（平成30年）

地域文化を育む、新たな観光を創造する

2017年（平成29年）

世界遺産、無形文化遺産、世界農業遺産の登録等への取組みを
～地域の文化遺産を見直し、グローバルな評価へ～

2016年（平成28年）

新生美術館計画の実現と滋賀の魅力の発見・発信へ

2015年（平成27年）

自然・歴史・暮らしが統合された地「近江」の発信を
～“近江遺産”“近江八百八景”から日本遺産そして世界遺産へ～

2014年（平成26年）

滋賀の文化を発信する国民文化祭を早期に、スポーツイベントと連携した開催へ

2013年（平成25年）

文化・芸術・ビジネスの見本市としての国民文化祭へ

2012年（平成24年）

文化ビジネスの開発で滋賀の文化と経済に新展開を

*提言は、ウェブサイト <https://biwako-arts.or.jp/rd/bunkakeizai/teigen> からご覧いただけます。